

INDEX

1. 補助対象者に関する事	…P1	7. 対象事業者の周知に関する事	…P3
2. 対象事業者に関する事	…P1	8. 企業協力金に関する事	…P3
3. 補助金の交付に関する事(金額や受取時期など)	…P2	9. 補助対象者の報告に関する事	…P3
4. 補助対象者登録申請に関する事	…P2	10. 在職証明に関する事	…P3
5. 補助金の交付申請に関する事	…P2	11. その他、制度に関する事	…P3
6. 対象事業者の登録手続きに関する事	…P2～P3		

制度全般について

1. 補助対象者に関する事

No.	Q	A
1-1	豊橋市外出身者でも対象になりますか？	対象になります。但し、補助対象者登録時に住民票が豊橋市内に無い場合は対象になりません。
1-2	勤務地は豊橋市内ですが、市外に住んでいる場合は補助対象になりますか？	住所地が市外の場合は補助対象外です。
1-3	「大学等」とはどこまで含まれますか？専門学校や短大も対象になりますか？	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校(修業年限2年以上の専門課程に限る)が対象になります。
1-4	正規雇用でない場合は対象になりますか？	正規雇用のみ対象になります。
1-5	豊橋市内に本社のある対象企業に就職後、配属先が市外になった場合は対象になりますか？	配属先が市外でも、市内に居住していれば対象になります。市内事業所勤務後に市外に転勤となった場合も同様です。
1-6	豊橋市外に本社のある対象企業に就職後、配属先が市外になった場合は対象になりますか？	初めから配属先が市外の場合は、対象になりません。市内事業所に勤務中に補助対象者登録をされた方のみ、市外事業所勤務になった場合も、市内に居住していれば対象となります。
1-7	中途採用でもこの補助金を受けることができますか？	就職時に35歳未満で、奨学金返還中であれば対象になります。
1-8	就職時に35歳未満であれば、以前から勤めている社員も対象になりますか？	平成30年4月以降に就職した方(研修や入社式で3月に入社した方を含む)が対象になります。それ以前から勤めている方は対象になりません。
1-9	退職した場合はどうなりますか？	補助金の交付申請ができる方は、毎年2月末時点で補助対象者の要件を満たす方になります。2月末の時点で会社を退職している場合は、その年度分の補助金の申請はできません。
1-10	退職後、他の対象企業に就職した場合は、新たに補助金をもらうことができますか？	一度補助対象者登録された方が転職等により再登録された場合は、最初の登録時に決定された補助対象期間を引き継ぎます。そのため、その期間内であれば再登録後に補助金の申請を再開することはできますが、期間を過ぎている場合は申請できません。また、退職してから再登録までの期間中の補助金は交付対象外となります。

2. 対象事業者に関する事

No.	Q	A
2-1	対象事業者はどこで確認することができますか？	市ホームページで確認していただけます。 URL▶▶▶ http://www.city.toyohashi.lg.jp/34427.htm
2-2	対象事業者はどのように決まるのですか？	市内に事業所を持つ中小事業者で、市から本人へ交付する補助金の2分の1の協力金の納付に同意し、市に登録した企業が対象企業となります。
2-3	対象事業者は今後増えていきますか？	対象事業者登録は随時募集していますので、新たな登録が完了次第追加されます。

3. 補助金の交付に関すること(金額や受取時期など)

No.	Q	A
3-1	月々に返還している金額が15,000円よりも少ない場合、交付される補助金額はいくらになりますか？	月々の返還額が補助月額より少ない場合でも、返還総額が補助総額(54万円)よりも多ければ、月額15,000円を3年間交付します。返還総額が補助総額よりも少ない場合は、交付する補助金の額は返還総額を上限とします。
3-2	補助対象期間内に返還金を繰り上げ返済した場合、補助金はどようになりますか？	補助対象期間終了前に繰り上げ返済した場合は、返還終了月までの月数×15,000円が補助金の額となります。
3-3	補助金はいつもらえますか？	補助対象期間中、毎年2月末日時点での補助対象者の資格を確認のうえ、4月に交付します。

本人が行う手続きについて

4. 補助対象者登録申請の手続きに関すること

No.	Q	A
4-1	住民票の写しは、続柄や本籍など省略したものでよいですか？また、家族と同居の場合、自分ひとり分だけ掲載されたものでよいですか？	続柄・世帯主、本籍・筆頭者ともに省略し、申請者個人だけ掲載されたもので結構です。
4-2	「奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し」とは、具体的にはどのような書類ですか？	日本学生支援機構の奨学金の方は、「口座振替(リレー口座)加入通知書」の写しを添付してください。それが無い方、又はその他の奨学金の貸与を受けていた方は、貸与機関が発行する奨学金返還証明書を取り寄せて添付してください。
4-3	「大学等の卒業証明書等の写し」は、卒業証書の写しでもよいですか？	卒業証書の写しで結構です。

5. 補助金の交付申請に関すること

5-1	補助金の交付申請は、郵送でもよいですか？	郵送で結構です。
5-2	住民票の写しについて →No.4-1参照	→NO.4-1参照
5-3	返還金引き落とし口座の通帳の写しを提出する場合、どこをコピーして提出すればよいですか？	通帳の表紙、及び交付申請の対象期間中の返還金の引き落としが確認できるページをコピーしてください(口座残高や返還金の引き落とし以外の記載部分を見られたくない場合は、黒塗りして提出してください)。
5-4	通帳記入をしていなかったため、交付申請期間中の返還金の引き落としが通帳で確認できない場合はどうすればよいですか？	貸与機関が発行する奨学金返還証明を提出してください。 ※2月末日以降に発行されたもの。証明書の発行に時間がかかる場合があるためご注意ください。

事業者が行う手続きについて

6. 対象事業者の登録手続きに関すること

No.	Q	A
6-1	対象事業者の登録手続きはいつまでに行えばよいですか？	対象事業者登録は随時受け付けています。但し、補助対象者となる従業員がいる場合は、直近の6月30日までに登録してください。(時期を過ぎてからも登録できますが、その従業員の補助金の申請が1年後からとなります。)
6-2	対象事業者登録申請書に添付する「登録内容を確認できる書類」とは、具体的に何ですか？会社の登記事項証明書を添付しなければなりませんか？	会社パンフレットや会社ホームページに掲載されている企業概要の写しなど、対象事業者登録申請書に記載されている内容が確認でき、公に公表されている物を添付してください。それらが無い場合は、お手数ですが登記事項証明書を添付してください。
6-3	対象事業者登録申請書および企業協力金納付同意書に押印する印は、会社の角印だけでもよいですか？	社印(角印)のみで結構です。

No.	Q	A
6-4	対象事業者として登録後、協力金の納付が難しくなった場合に登録を廃止することはできますか？また、その場合、既に補助対象者となっている従業員への補助金はどのようになりますか？	対象事業者登録変更・廃止届(様式第12)を市へご提出ください(市ホームページへの掲載を速やかにストップする必要があるため、検討段階で早めにご一報ください)。廃止後は、新たな補助対象者登録の対象企業からは外れます。但し、既に補助対象者となっている従業員分の企業協力金については、その方の補助金交付が終了するまで継続となります。また、採用活動中に本制度を紹介して内定し、実際に採用した方がいる場合にも、「就職してみたら補助金が受けられなかった」ということが起こらないよう、その方の補助金交付が終了するまで協力金の継続をお願いいたします。

7. 対象事業者の周知に関すること

No.	Q	A
7-1	対象事業者で登録すると、どのように学生等に周知されますか？	事業者名・業種・事業内容・企業ホームページへのリンクを市ホームページに掲載します。また、そのページのQRコードを載せた就活生等向けのチラシを市内及び近隣大学の就職・キャリア支援課に配布し、学生への周知を図ります。なお、チラシは企業の採用活動でご活用いただけるよう、対象事業者登録をしていただいた企業に紙とデータで提供します。
7-2	奨学金返還支援を行っている企業であることが学生等から見てわかるような認証マークはありますか？	認証マークはありませんが、大学やハローワークへ出す求人票に「豊橋市奨学金返還支援制度対象事業者」など記載していただけます。

8. 企業協力金に関すること

8-1	補助対象者の従業員が補助対象期間中に退職した場合、納付済みの企業協力金は戻ってきますか？	補助金交付済みの部分の協力金については戻りませんが、補助金交付前部分については還付します。 【(例)就職2年目の12月に従業員が退職した場合】1年目の協力金は市負担分と併せて本人へ交付済みのため還付対象外。2年目の協力金は本人への補助金交付前になるため、企業からの還付請求に基づき返還。
8-2	対象事業者として登録後、協力金の納付が難しくなった場合はどうすればいいですか？	→6-4参照
8-3	企業協力金は会社の経理上どのように整理すればよいか。また、税法上はどのような扱いになるのか。	本制度における企業協力金は、一般寄附金扱いとなります。(寄附金の行き先が特定個人で限定されるため、「国・地方公共団体に対する寄附金」ではなく、「一般寄附金」扱い。) ※一般寄附金の場合は以下を限度として損金算入(H30.7.10現在) (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4 詳しくは、財務省HP「寄附税制の概要(国税)」、国税庁HP「法令解釈通達 - 法人税 - 第3款 国等に対する寄附金」をご覧ください。

9. 補助対象者の報告に関すること

9-1	補助対象者が複数いる場合、様式第4の対象者報告書の氏名欄はどのように書けばよいですか？	対象者全員のフルネームを氏名欄に記載してください。人数が多い場合は、枠を広げて記載してください。(市ホームページにWordの様式を掲載しています)
-----	---	---

10. 在職証明書に関すること

10-1	在職証明書(様式第8)に押印する印は、社印(角印)のみでよいですか。	社印のみで結構です。
10-2	勤務先と本社が異なる場合は、在職証明書(様式第8)の証明者は、勤務先事業所の長(豊橋事業所長など)でよいですか。	勤務先の事業所長で証明し、印は事業所印(または事業所長の印)を押してください。

11. その他、制度に関すること

11-1	転職と補助金申請を繰り返し、人材定着の妨げになる可能性はないですか？	本事業が人材定着の妨げとならないよう、補助対象者については登録履歴の管理を行い、転職した場合でも、最初の登録時に決定された補助対象期間を超えて補助金の交付を受けることは出来ない仕組みとしています。
------	------------------------------------	--